

未利用口座管理手数料について

未利用口座管理手数料の詳細は、次のとおりとなります。

適用基準	令和3年4月1日（木）以降の新規開設普通預金口座 ※ 盗難、紛失等により利用が停止されている口座も対象といたします。
対象口座	最後の預入れまたは払戻しから2年以上、預入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および本手数料の引落しは除く）がない普通預金口座（担保設定のない総合口座通帳含む）を対象とします。 ただし、以下の場合は除きます。 ① 口座残高が10,000円以上である場合 ② 同一支店で融資取引がある場合 ③ 同一支店で他の金融資産（定期性取引、投資信託、保険、国債等）の取引がある場合
手数料	■ 口座が上記対象となった場合、事前に案内文書を郵送いたします。 ■ 案内文郵送後、一定期間（約3ヵ月）経過後も取引がない場合、年間1,320円（消費税込）を当該口座より引落しさせていただきます。 ※ 案内文書が到達しなかった場合においても、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
自動解約	■ 残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高金額を本手数料額の一部として引落し後、同口座を解約させていただきます。 ※ 本手数料の返却および解約された口座の再利用はできません。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。